

差止請求書

2023（令和5）年5月1日

〒130-0022

東京都墨田区江東橋4丁目26番5号
東京トラフィック錦糸町ビル3F
株式会社ウェルネスフロンティア 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号
適格消費者団体
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益 弘
TEL/FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

当法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付いたします。本書面が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対し、本書面到達後2週間以内に文書にて貴社のご対応をご回答ください。

なお、本差止請求書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させて頂く可能性があることを申し添えます。

第1 請求の要旨

貴社が運営するフィットネスクラブ「FIT365」において、貴社の使用する利用規約（以下「本件利用規約」という。）中の下記条項について、使用停止又は適切な内容に修正することを求めます。

1 第6条1項（1）、（2）、（3）、2項のうち、解約方法について、店舗の専用端末機での手続を必要とする部分

2 第6条4項

会費その他利用料等（以下「会費」と称します。）が未納の場合は、第1項の解約・退会届の提出までに完納しなければなりません。

3 第10条（施設の利用制限）

本部は、本クラブの管理もしくはその他本部が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、1週間前までにその旨を告示します。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。又これにより会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはありません。

4 第12条（賠償責任）

（1）2項

本部及び本クラブは会員の施設利用に際して発生した盗難、紛失については一切損害賠償の責を負わないものとする

（2）3項

会員は、自己の責に帰すべき原因により、本クラブの施設または第三者損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たすものとする。会員が18歳未満の場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担する。

5 第14条（適用法および専属的合意管轄裁判所）

会員と本クラブの間で訴訟の必要が生じた場合、本クラブの運営する本社所在地を管轄する地方裁判所を該当訴訟の第一審専属的管轄裁判所と

します。

第2 紛争の要点

1 本件利用規約第6条の解約方法制限について

- (1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

解除権の行使については、解除権者の意思表示が相手方に到達すればよく、その方法には制限がないのが原則です(民法第540条第1項)。

- (2) 本件利用規約は、会員による退会の方法を貴店舗における専用端末機による手続に限定しており、会員は、貴店舗まで出向かなければ退会の手続を取ることができません。

退会を希望する会員の中には、すでに遠方に引越をしている消費者や、体調の悪化により貴店舗まで出向くことが難しい消費者がいることも想定され、そのような消費者にとって、本件利用規約の条項は、事実上退会を制限するものになりかねません。

会員による貴社への連絡方法は、電話、郵便、ファクシミリ、電子メールなど多くの方法が考えられるところであり、退会の意思表示の方法について、貴店舗における専用端末機に限定しなければならない合理的理由はありません。

したがって、本利用規約のうち、会員による退会の方法を貴店舗における専用端末機による手続に限定し、その他の意思表示の手段を排除している点は、消費者による解約を不当に制限しているものであり、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限するものです。

また、消費者に認められるべき解約手続が取れずに、消費者の意思に反して契約を存続させられるおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

(3) よって、本件利用規約のうち、退会手続について「直接店舗にて専用端末機で」「専用端末機にて」と解約方法を限定している点、「(電話等による申し出は受け付けられません。)」と解約方法を制限している点は、消費者契約法第10条により無効となりえますので、請求の要旨記載のとおり請求をいたします。

2 本件利用規約第6条4項について

(1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

フィットネスクラブの会員契約は、機器の使用方法を教えるというサービスを提供するという点は準委任契約に類似し、機器の使用方法を習得した会員が利用するために有償で機器を借りるという点は動産の賃貸借に類似します。そして、民法が規定する準委任契約の解除については、各当事者がいつでもその解除をすることができます(民法第651条第1項、第656条)。また、期間の定めのない動産の賃貸借は解約の申入れの日から1日経過することで終了します(民法第617条)。期間の定めがある場合でも、本件利用規約第6条に退会という形で会員から解除ができることとされており、民法第618条のいう「一方又は双方がその期間内に解約する権利を留保したとき」に該当し、上記の期間の定めのない動産の賃貸借の規定が準用されます(民法第618条)。

(2) 本件利用規約は、解約・退会届の提出までに未納の「会費その他利用

料等」を完納しなければならないと定めており、実際にそのような取扱いがなされれば、未納の「会費その他利用料等」が生じた使用者は清算がされるまで、永続的に月会費の債務が増えていくこととなります。

したがって、本件利用規約のうち、解約・退会届の提出までに未納の会費その他利用料等を完納しなければならないとする点は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限するとともに義務を加重しているものです。

また、消費者に認められるべき解約手続が取れずに、消費者の意思に反して契約を存続させられるおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

- (3) よって、本件利用規約のうち、解約・退会届の提出までに未納の会費その他利用料等を完納しなければならないとする点は、消費者契約法第10条により無効となりえますので、請求の要旨記載のとおり請求をいたします。

3 本件利用規約第10条（施設の利用制限）について

- (1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことできるとされています（民法第536条）。

- (2) 本件利用規約は、貴社が気象災害等により会員に対して施設の全部又は一部の利用を制限した場合に会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはない定められており、貴社が会員に対して債務の履行がで

きなかった場合であっても、消費者である会員は、利用規約に則った会費等を全額支払わなくてはなりません。

したがって、本件利用規約のうち、貴社が気象災害等により会員に対して施設の全部又は一部の利用を制限した場合に会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはないとする点は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限するとともに義務を加重しているものです。

また、消費者に認められるべき反対給付の履行を拒む権利を否定するおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するものです。

(3) よって、本件利用規約のうち、貴社が気象災害等により会員に対して施設の全部又は一部の利用を制限した場合に会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはないとする点は、消費者契約法第10条により無効となりえますので、請求の要旨のとおり請求をいたします。

4 本件利用規約第12条2項について

(1) 消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号は、消費者契約において、①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項(1号)、②消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項(3号)をいずれも無効とする規定しています。

(2) 本件利用規約は、会員が施設を利用中、会員自身が受けた損害に対して貴社に過失がある場合であっても、貴社は一切の損害賠償を負わないとするものであり、消費者契約法第8条第1号及び第3号により無効となりえますので、請求の要旨のとおり請求をいたします。

5 本件利用規約第12条3項について

- (1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

民法上、親権者は、未成年者の不法行為責任について、未成年者に責任能力が認められるか、あるいは責任能力がなくとも親権者において過失がない場合（民法714条）には責任を負うことはありません。また、未成年者の行為について、親権者が常に連帯して債務を負うという法令上の根拠もありません。

- (2) 本件利用規約は、18歳未満の者が負う責任を親権者も一律に連帯して負担するというものであり、民法の基本原則である過失責任の原則に照らしても疑問がある上、貴社の施設を利用するために貴社の作成した利用規約に合意することを要請された消費者に過ぎない親権者自身の通常の合理的意思にも反します。

したがって、本件利用規約第12条第3項のうち、「会員が18歳未満の場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担する。」という点は、民法の適用による場合に比し、消費者である会員の義務を加重する条項であるとともに、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項として、消費者契約法第10条により無効となりえますので、請求の要旨記載のとおり請求をいたします。

6 本件利用規約第14条（適用法および専属的合意管轄裁判所）について

- (1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費

者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

民事訴訟法第4条ないし第7条は、当事者の住所や請求の内容等に応じた管轄を規定しています。

貴社は、全国展開をするスポーツジムであるため、日本全国の会員との間で訴訟が生じる可能性があり、原則として、民事訴訟法4条ないし7条によって管轄が定まることとなります。

(2) 本件利用規約は、貴社本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として規定しています。

すなわち、本規定は、他の管轄を排除して貴社本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄とするものであるため、会員が貴社本社所在地から遠い地域に居住する場合であっても、一律に貴社本社所在地を管轄する地方裁判所において訴訟を行わざるを得ないものです。

(3) よって、本件利用規約第14条は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に侵害するものといえます。したがって、本件利用規約第14条は、消費者契約法第10条に反し、無効となりえますので、請求の要旨記載のとおり請求をいたします。

7 まとめ

当法人としましては、本請求の前に、2022（令和4）年2月21日付けにて申入れ及びお問い合わせを行い、同年5月23日付けにてご回答をいただきたい旨のご連絡をさせていただきましたが、貴社からは何らご回答がございませんでした。

そのため、当法人は貴社に対し、請求の要旨のとおり請求をいたします。

(訴えを提起する予定の裁判所)

宇都宮地方裁判所

以上